科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく 人財活用等に関する方針

令和3年4月 独立行政法人経済産業研究所

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第24条第1項に基づき、独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)における「人財活用等に関する方針」を以下のとおり定める。

1. 基本方針

研究所は、国から独立した中立的・客観的な立場から、理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献してきた。また、経済系シンクタンクの国際的なランキングにおいて常にアジアでトップクラスに位置し、査読付き英文学術誌に多数の論文が掲載されるなど、国内外から高い評価を得ている。特に、政府統計データ、独自のサーベイ・データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として内外で認知されるようになっている。近年、我が国においては、急速な少子高齢化に伴う人口減の深刻化、エネルギー・環境問題、新型コロナ感染症後の経済社会など様々な課題に直面している。こうした課題を解決するために、AI・IoT・ビッグデータなど第4次産業革命の進展による「Society 5.0」の実現が求められている。今後、「Society5.0」を実現するためには、新たな汎用技術の進展に加え、それに合わせて「組織」と「人」の変革を進め、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。今後とも研究所として、優秀な人財を集め、研究面より的確な貢献を果たしていく観点から、以下、人財活用等に関する方針を定める。

- 2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項
- ○研究員等の採用にあたり意欲のある若年者を積極的に採用し、経済系シンクタンクの国際的ランキングで上位を維持してきた研究所の研究により積極的に貢献できるよう、テニュア・トラック(契約期間の無期化)、上席研究員等への昇進、他機関の研究ポジション確保の支援を含め、キャリアパスの確立を図る。
- ○若年研究者等が自立と活躍の機会を得るため、研究プロジェクト、検討会・勉強会・研究会、シンポジウム及び内外の学会等へ参加することを推奨し支援する。また、若年研究者等が国際的に評価の確立した査読付き英文学術誌等へ論文を投稿し掲載されることを積極的に支援する。
- ○研究所のフェロー、客員研究員、ヴィジティングスカラー等に国内外の権威ある研究者や評価の高い研究者を任命して研究会や検討会に招き、若年研究者に意見交換の機会を確保する。また、研究員の海外研究及び客員研究派遣を支援し、海外研

究者との研究交流等による研究員の知見·スキルの向上を図る。

- 〇若年研究者等の研究開始時及び研究完了前において政策実務者との議論の機会を確保することにより、イノベーションを含む経済及び産業に貢献する完成度が高く実効性を備えつつ学術的に高い評価を得られる研究を行えるよう支援する。
- ○研究員の勤務時間については裁量労働に関するみなし労働時間制を適用する。
- ○セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の整備と着実な実行によりハラスメントのない研究環境を維持する。

3. 卓越した研究者等の確保に関する事項

○研究所が実施する各研究プロジェクトは、当該研究プロジェクトのプロジェクトリーダーが当該研究プロジェクトの属する研究プログラムのプログラムディレクターの助言・指導を受けつつ、責任を持って実施する体制とし、各ポジションに内外の卓越した研究者の参加を進め、当該研究者の高度な助言・指導を確保することにより優秀な内外研究者の研究プロジェクト参加を推進する。

〇研究所の研究員等の給与は、規程にしたがい個別契約による年俸制とし、個人の専門能力・経験・研究成果、学位の有無、職務の複雑性・困難性、責任の程度、本人と同様の状況にある研究者の一般的な給与水準、競合先提示条件等を考慮して定める。契約の更改に係る年俸は勤務成績を的確に反映する。

○国際的に評価の高い調査・研究を引き続き行うため、これまでの蓄積で得られた研究ネットワークを継続的に拡大するともに、新しい研究分野の人材発掘や若年研究者の積極的登用・育成等による新陳代謝を図ることで研究体制を強化する。特にグローバルな視点や現実の経済的・社会的状況を踏まえた研究成果を創出して政策提言につなげるべく、客員研究員等(ヴィジティングフェロー、ヴィジティングスカラー)の制度活用による海外研究者や海外の大学・研究機関や国際機関との連携を拡充しその知見を取り入れる。

○研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められる研究所 所属の研究者に継続雇用のキャリアパスを提供し、研究所が行う研究の更なる高度 化を図る。

4. 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

○文系と理系の垣根、法学と経済学の垣根、マクロ経済学とミクロ経済学の垣根、理論と実証の垣根などさまざまな学問分野間の垣根を取り払うことがイノベーション力を高めることから、融合領域研究プログラムを積極的に推進し、理系分野や法学、政治学、社会学などの異分野の研究者の協働を積極的に推進し、異分野の新しい知見を研究に取り込む。

〇新たなイノベーション創出のため、卓越した人財が大学や公的研究機関等の壁を越えて、複数の組織において活躍できるような環境を整備することが必要であることから、研究者等がそれぞれの機関における役割に応じて研究、開発及び教育に従事するクロスアポイントメントを積極的に推進する。

〇オープン・イノベーションや地方創生に役立ち、研究者自身の能力を幅広く発揮しつつスキルアップに資する場合には、本務に支障の生じない範囲での兼業を推奨する。

○評価が高く、あるいは新進気鋭の内外の研究者のサバティカル制度活用等を支援 する観点から、研究所での受入れ及び研究員の出向を推進する。